

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県情報公開条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 26 号	法 規 集	第 1 編第 1 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	県民部情報公開課		
条 例 の 概 要	行政文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、その権利に対応する実施機関の公開義務等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	県は、昭和 57 年に全国の都道府県に先駆け、行政文書の公開に関する条例を制定し、情報公開制度を実施している。地方自治の本旨に即した県政を推進する上においては、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることは現在でも変わりはなく、開かれた県政の推進に努めるため本条例は必要である。	平成 20 年度運用実績 請求者数 2,157 人 請求件数 14,368 件
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	過去の運用実績が示すとおり、多数の請求者によって情報公開制度が利用されており、本条例は開かれた県政の推進に有効に機能しているが、今後、県民と県との信頼関係を深めるためには、県民との情報共有をより一層推進する必要がある。 そのため、県民に対し県政に関する分かりやすい情報を積極的に提供していくことが重要であり、県民が情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の拡充等を図るため、改正を検討する必要がある。	昭和 58 年度～平成 20 年度 運用実績の累計 請求者数 20,363 人 請求件数 150,222 件 過去 5 年間の運用実績 請求者数 10,388 人 請求件数 80,829 件
	効率性 （ 現行の内容の 弊 的 な 点 を い く か ）	情報公開審査会を事案ごとに部会で審査する部会制を導入しており、効率的な運用を図っている。 また、業務執行の効率化を図るため、情報公開運営審議会と個人情報保護審議会の統合について検討する。	部会制の導入によって、 同時により多くの案件を扱う ことが可能となり、審査の迅 速化が図られた。
	基本方針適 合性 （ 県政の基本的な 方針に適合して いる か ）	神奈川県力構想・基本構想第 4 章 2(5)県民生活に掲げられている「県民との対話による開かれた県政の推進」に適合している。	神奈川県力構想・基本構想 ○ 県民との対話による開 かれた県政の推進 「情報公開、情報提供の充 実を図るとともに、施策形成 過程への県民参加や、県民 との対話による県政を推進 します。」
	適法性 （ 憲法に抵触 しない か ）	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 26 条の規定に則した内容であり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他	神奈川県個人情報保護条例の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>	情報提供施策の拡充等を図るため、改正を検討する必要がある。	要綱に規定する見直しの視点には必ずしも該当しないが、地方独立行政法人を条例上の実施機関に位置付けること、請求権者、行政文書の閲覧等に係る規定についても併せて改正を検討する必要がある。
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 無